

生産から流通までの取組に必要な大規模共同利用施設を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業（いばらきの強い農業づくり総合支援事業）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	国内農産並びに園芸作物の安定供給体制の確立を図るため、販売価格の向上や販売量の増大及び生産流通コストの低減等、生産から流通までの強い農業づくりに必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕 市町村、公社、農業者の組織する団体等</p> <p>〔事業内容〕 販売価格の向上や販売量の増大、生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化の取組等に必要な大規模共同利用施設の整備等を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費：5千万円以上（農業機械は対象外）であること。 ・受益者数：受益農業従事者が5名以上であること。 ・受益面積：水稲50ha以上、麦30ha以上、大豆20ha以上、果樹10ha以上、露地野菜10ha以上、施設野菜5ha以上、露地花き5ha以上、施設花き3ha以上、等であること。（品目により異なる） ・事業の実施にあたっては、投資が過剰とならないように、事前に費用対効果の分析を行い、導入により得られる効果の大きい事業を採択します。 ・事業の導入から翌々年度までに目指す成果目標を2つ選定し、現状と目標をポイント化して、事業効果を確保するとともに採択の優先順位を決定します。 <p>〔対象経費〕 農産・園芸作物の生産及び流通に必要な大規模共同利用施設等の整備に係る経費（水稲乾燥調製施設、野菜・果樹・花き集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、等）</p> <p>〔補助率〕 補助率：1/2以内（ただし、品目や整備する施設により異なる） 補助限度額：20億円以内（ただし、整備する施設等により異なる）</p> <p>〔問合せ先〕 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950</p>